

東海村地域防災計画【津波災害対策計画編】

第1章 総則

第1節 津波災害対策計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、東海村防災会議が策定する計画であって、村内の津波災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、村、県、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、津波による災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

なお、本計画は主として津波によるものを対象としているが、地震に伴う被害は主に揺れによるものと津波によるものに分かれ、東海村地域防災計画（地震災害対策計画編）では、主として揺れによるものを対象としている。しかしながら、両者は重なるところもあるので、両計画合わせて震災対策に活用するほか、風水害対策については東海村地域防災計画（風水害対策計画編）に、原子力災害対策については東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）において別に定め、十分調整を図る。

第2 計画の用語

本計画において、以下の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|--|
| 1 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 本計画 | 東海村地域防災計画 |
| 4 村 | 東海村 |
| 5 県 | 茨城県 |
| 6 村民 | 村内在住・在勤者・通学者 |
| 7 住民 | 村内在住者 |
| 8 要配慮者 | 高齢者・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者・妊婦・乳幼児・未就学児童・児童生徒・難病者・人工透析患者・外国人・災害により負傷し自立歩行が困難になった者等の防災対策において特に配慮を要する者 |
| 9 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生したときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 |
| 10 消防本部 | ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 |
| 11 警察署 | 茨城県ひたちなか警察署 |

第3 計画の構成

本計画は、村等の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については別途関係機関が定める。

なお、本計画は、本村の地域における津波災害対策を体系化したものであり、「東海村地域防災計画」の中の「津波災害対策計画」とするものである。

第4 基本方針

津波災害対策計画の基本方針は以下のとおり。

- 1 東日本大震災の教訓、茨城県津波浸水想定及び茨城県地震被害想定を踏まえ、最大クラスの津波を想定した防災対策の確立を図る。
- 2 津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとし

ても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

- 3 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。そのため、文章中の主語を可能な限り明確にするほか、村の主な担当課・担当班を各項目の冒頭で【 】内に示す。
- 4 村はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。とにかく津波から逃げる」という観点から、村民、事業者等の役割も明示した計画とする。

第2章 津波災害予防計画

第1節 津波に強いまちづくり

【防災原子力安全課・都市政策課・道路整備課・水道課・下水道課・消防本部】

■基本事項

1 趣旨

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、迅速な避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

ただし、地形的条件や土地利用の実態等地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

2 留意点

(1) 2つのレベルの津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定する。

- 1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2）
- 2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1）

(2) 津波への総合的な対策

津波に対しては、村民等の生命を守ることを最優先として、村民等の避難を軸に、防災意識の向上、避難所・避難路の整備・確保、津波浸水想定を踏まえた土地利用等を組み合わせるほか、原子力施設、港湾、工場、物流拠点等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、総合的な対策を講じる。

■対策

1 津波に強いまちの形成

村は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

(1) 津波に強いまちづくりのための施設整備

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビル等を含む）及び避難路等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(2) 都市計画との連携

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画策定等、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた津波防災の観点からのまちづくりに努める。

(3) 津波災害警戒区域等の指定

- 1) 村は、県による津波災害警戒区域※の指定のあったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに以下の事項について定める。

- ①人的被害を生じるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ②避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項
- ③津波避難訓練の実施に関する事項
- ④警戒区域内にあって、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある

ると認められる施設又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称・所在地等

- ⑤前記①～④のほか、津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2) 村は、1) で定めた津波災害警戒区域内の施設について、本計画において、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報・警報の伝達方法を定める。
- 3) 村は、1) で定めた津波災害警戒区域内の施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- 4) 村は、本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について村民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

※ 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には村民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で県が指定する区域をいう。

なお、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、村民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域で県が指定する区域を「津波災害特別警戒区域」（津波防災地域づくりに関する法律第72条）という。

2 避難関連施設の整備

（1）避難施設の整備

村は、津波による危険が予想される地域について、より高い場所に逃げるとの観点に立ち、津波に対する避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路等を整備する。

（2）避難場所

村は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- 1) 避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できる限り浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- 2) 1) の避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

（3）津波避難ビルの整備・指定

- 1) 村は、今後、津波災害警戒区域が指定された場合において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位を「基準水位」として明らかにし、その水位以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物を指定するよう努める。
- 2) 民間ビル等の津波避難ビルの指定に当たっては、あらかじめビル管理者と管理協定を締結することなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。

（2）避難路の確保

村は、村民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、以下の点に留意して避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難にかかる時間短縮のための工夫・改善に努める。

- 1) 最短経路で安全な場所に避難できること
- 2) 地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯による交通渋滞・事故の

発生等

3) 避難路の途中に危険箇所がある場合は、災害時の通行に支障となりうることを

3 公共施設等の津波対策

(1) 建築物の安全化

1) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等については、できる限り浸水の危険性の低い場所に立地するように整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等施設の防災拠点化の対策を図る。

2) 役場庁舎など災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期する。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

4 ライフラインの耐浪化

ライフライン施設は、村民の避難、安否確認、救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすため、ライフライン施設の耐浪化の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を進める。

その他詳細は、地震災害対策計画編 第2章 第2節 第3「ライフライン施設の耐震化の推進」に準じる。

(1) 水道施設

主要施設は、津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(2) 下水道施設

放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図る。

5 危険物施設等の安全確保

村は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

その他詳細については、地震災害対策計画編 第2章 第2節 第5「危険物等施設の安全確保」に準じる。

第2章 津波災害予防計画

第2節 防災思想・知識の普及【防災原子力安全課・消防本部】

■基本事項

1 趣旨

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、村民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動する。

また、災害時には、近隣の負傷者や要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められることから、自主防災思想の普及・徹底を図る。

2 留意点

(1) 防災意識の向上のための普及啓発

津波は第一波より第二波以降の方が大きくなる可能性があることや、想定を超える津波の襲来があり得ることなど、村民自らの避難行動につながるような正確な知識の普及啓発を図る。

(2) 津波ハザードマップの活用

ハザードマップは、村民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布し認知度を高めていくとともに、ハザードマップが安心材料となり村民の避難行動の妨げにならないよう工夫する。

(3) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても迅速に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する。

■対策

1 防災教育

津波による人的被害を軽減する方策は、村民の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を村民に行う。

また、村民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(1) 村民への防災教育

ホームページやSNS等を活用して、住民に対し、避難行動や津波の特性に関する知識の普及啓発、津波災害の危険性等の周知を図るとともに、「防災週間」、「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて、以下の事項について普及・啓発を図る。

1) 避難行動に関する知識

- ①沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ②避難に当たっては徒歩を原則とすること。ただし、低地部の住民は、家族や隣近所と自動車の乗り合わせによる避難方法を話し合っておくこと
- ③自ら率先して避難行動を取ることが他の村民の避難を促すこと

2) 津波の特性に関する情報

- ①津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ②第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性があること
- ③強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、

火山噴火等による津波の発生の可能性があること

3) 津波に関する想定・予測の不確実性

- ①地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ②特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ③浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ④避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること

4) 家庭での予防・安全策等

- ①最低3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備
- ②負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具，ブロック塀等の転倒防止対策
- ③災害時の家族内の連絡体制の確保

5) 警報等発表時や避難指示の発令時に取るべき行動，緊急避難場所や避難所での行動

- ①「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して直ちに避難すること
- ②地震による揺れを感じにくい場合でも，大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ③標高の低い場所や沿岸部にいる場合など，自らの置かれた状況によっては，津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ④海岸保全施設等よりも海側にいる人は，津波注意報でも避難すること など

(2) 児童生徒への防災教育

1) 継続的な防災教育の実施

教育機関は，住んでいる地域の特徴，過去の津波の伝承・教訓等について継続的な防災教育に努める。

2) 継続的な避難訓練の実施

津波の発生のおそれのある場合又は津波が発生した場合に，迅速に避難行動ができるよう，津波の発生を想定した避難訓練を，定期的かつ継続的に実施する。

また，訓練をより効果的にするため，家庭や地域，関係機関との連携を考慮する。

3) 住民による災害の伝承

過去にどのような津波災害があったのか，次の世代に伝えるために住民の語りによる防災教育を行う。

2 津波ハザードマップの充実・活用

(1) 津波ハザードマップの充実及び村民への周知

村は，県が示す津波浸水想定を踏まえて避難場所，避難路等を示す津波ハザードマップについて常に充実を図り，村民に対し周知を図る。

また，転入者等に対しても転入手続の際にハザードマップを渡し，内容の説明をするなど，区域内のすべての村民にハザードマップの内容を周知するための配慮をする。

(2) 津波ハザードマップの活用

津波ハザードマップが村民の避難に有効に活用されるよう，村はその内容を十分検討するとともに，土地取引における活用等を通じて，その内容を理解してもらうよう努める。

また，自主防災組織等は津波ハザードマップをもとにして，地域における避難経路，避難時の危険箇所，その他の防災情報を記載した防災マップ等を作成し，村民が自ら考えて安全な場所に避難できるよう努める。

(3) 掲載内容の充実

津波ハザードマップの作成に当たっては，津波・高潮ハザードマップ研究会（事務局：内閣府等）が作成した津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考にするなど，浸水予定区域，避難場所，避難経路，予測最大浸水深，予測到達時間，避難時の危険箇所，その他の防災情報等

を記載し、高台に避難するということを基本に、住民が自ら考えて安全な場所に避難することができるようなものとなるよう努める。

(4) 村民とのリスクコミュニケーション

想定を超えた津波があり得ることなど、津波発生時に刻々と変わる状況に、村民等が自ら考え臨機応変な避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの内容の周知と併せて、防災教育や啓発活動等を通じて村民とのリスクコミュニケーションに努める。

(5) 観光施設利用者等一時滞在者への周知

沿岸部以外の地域から訪れた釣り等のレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波発生の際の避難経路や避難場所等について、津波ハザードマップの配布、観光施設や宿泊施設への掲示等により周知を図る。

3 海拔表示等による啓発

村は、村内の公共施設等に海拔を表示するなど、村民が日常の生活の中で常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

4 防災訓練の実施

村は、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた村民の参加による情報伝達訓練や避難訓練を積極的に実施する。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、実際に津波が発生した際に住民一人ひとりが自分で自分の身を守れるよう、具体的かつ実践的な訓練を行う。

その他詳細については、地震災害対策計画編 第2章 第4節 第2「防災訓練」に準じる。

第2章 津波災害予防計画

第3節 応急対策・災害復旧への備え

第1 災害発生直前対策【防災原子力安全課】

■基本事項

1 趣旨

津波から避難するには、津波警報等の情報を村民に伝達し迅速に避難誘導を行うことが重要であるため、情報伝達体制及び避難誘導体制を整備する。

2 留意点避難指示

(1) 村民への避難指示の伝達体制

避難指示の発令については、具体的な基準を定め必要に応じて内容を再点検し、村民への伝達を迅速かつ確実に行う。

(2) 防災行政無線をはじめとした多様な伝達手段の確保

防災行政無線の整備に当たっては、災害に耐え、村民まで確実に情報が届けられる対策を施すほか、多様な伝達手段を用い、確実に津波情報が村民に伝達されるようにする。

(3) 要配慮者や一時滞在者等の避難体制の整備

要配慮者の避難については、それぞれの避難支援者や支援方法、避難先を決めておくなどの手順を定める。

また、一時滞在者等の避難については、土地勘がないことを前提として、津波情報の伝達手段や伝達方法について広報等により啓発する。

■対策

1 津波警報等の伝達

(1) 避難指示の伝達体制の確保

村は、津波災害に対する住民の計画避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を定めるとともに、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、村民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を村民等に伝えるための体制を確保する。

(2) 伝達手段の多重化・多様化

様々な環境下にある村民、要配慮者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯端末の緊急速報メール、SNS、Lアラート等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

(3) 村民等への伝達内容の検討

津波警報、避難指示を村民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、要配慮者や一時滞在者に配慮してその伝達内容等について検討する。防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には、村民の避難行動を促すよう、緊迫感を持たせるような工夫について、平常時から訓練等で取り組むよう努める。

(4) 津波地震や遠地地震、火山噴火等への対応

強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等に関しては、村民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報、避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

2 村民等の避難誘導體制

(1) 津波避難計画の策定、周知徹底等

村は、具体的な津波想定や住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の村民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路の整備・確保等といったまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

不特定多数の利用者がいる施設の管理者は、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。

(2) 徒歩避難の原則及びその周知

1) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

2) 自動車による避難の検討

各地域において海拔、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討に当たっては、警察と十分調整を図る。

また、道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれるおそれがあることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮する。

(3) 避難誘導・支援を行う者の安全の確保

消防職員、消防団員、警察官、村職員等防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられる場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準を定めるとともに、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

また、村は、避難誘導・支援者が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備の充実を図るとともに、避難誘導・支援者へ退避を指示するために必要な通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(4) 避難行動要支援者等の避難誘導

1) 避難行動要支援者の情報把握・共有

村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

具体的には、避難行動要支援者名簿を整備し避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成するなど、普段から自治会長、民生委員・児童委員、自主防災組織等と情報共有を図ることで、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努める。

また、病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え入院患者や入所者の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努める。

2) 避難行動要支援者等の避難後の支援

避難行動要支援者等が避難所への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、平常時から受け入れ施設を確保し、必要に応じて福祉施設への入所や介護職員の派遣等、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(5) 一時滞在者等の避難誘導

1) 情報伝達のための対策

村は、豊岡海岸や茨城港常陸那珂港区を訪れている一時滞在者や村民に対して、防災行政無線の屋外子局等を設置するほか、携帯端末の緊急速報メールにより高台への避難を呼びかけるなど、津波に関する情報を伝達する。

2) 津波防災の広報

村は、内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識や津波発生時の避難方法(避難経路・避難場所)、津波情報の伝達方法等をチラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報する。

第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

【防災原子力安全課・総務人事課・財政経営課・地域福祉課・消防本部・社会福祉協議会】

■基本事項

1 趣旨

津波対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村は防災体制を整備し、応援協定の締結等により相互の連携を強化して防災組織の万全を図る。

2 留意点

(1) 他市町村等との連携体制の事前整備

他市町村等との応援・協力体制について、協定の締結、マニュアルの整備、平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策に基づき、連携体制の強化を図る。

(2) 業務継続性の確保

村は、業務継続計画の策定等により、津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の業務継続性を確保し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

なお、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定等を行う。

(3) 防災中枢機能等の確保・充実

村は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるとともに、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、医薬品、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

(4) 広域的な相互応援体制の整備

大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する地方公共団体も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の地方公共団体のみならず、遠方の地方公共団体との連携も考慮した、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立する。

■対策

1 対策に携わる組織の整備

地震災害対策計画編 第2章 第1節 第1「対策に携わる組織の整備」に準じる。

2 相互応援体制の整備

地震災害対策計画編 第2章 第1節 第2「相互応援体制の整備」に準じる。

3 防災組織等の活動体制の整備

地震災害対策計画編 第2章 第1節 第3「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

4 情報通信ネットワークの整備

地震災害対策計画編 第2章 第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」に準じる。

第3 被害軽減のための備え

【消防本部・防災原子力安全課・地域福祉課・都市政策課・道路整備課・総合相談支援課・水道課】

■基本事項

1 趣旨

津波による被害を最小限に抑えるためには、津波発生後の消火・救助・救急活動、津波災害発生後の緊急輸送経路の確保、被災者支援を迅速かつ円滑に実施するため、事前対策を図る。

2 留意点

(1) 津波災害警戒区域内の救助・救急活動

津波災害警戒区域内では、本計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の施設の所在地を定めることから、当該情報を活用した救助・救急活動に努める。

(2) 緊急輸送に関する施設の津波災害に対する安全性の確保

災害発生時の輸送施設や輸送拠点と指定された施設や、緊急輸送道路に係る信号機・情報板等の道路交通関連施設については、津波災害に対する安全性の確保に努める。

■対策

1 消火・救助・救急活動への備え

地震災害対策計画編 第2章 第3節 第2「消火・救助・救急活動への備え」に準じる。

2 医療救護活動への備え

地震災害対策計画編 第2章 第3節 第3「医療救護活動への備え」に準じる。

3 緊急輸送への備え

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、震災対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路を整備する。

また、津波による通行不能（津波被害、津波警報の継続）を想定した、緊急輸送道路を補完する代替ルート確保するために道路を整備する。

その他詳細については、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第1「緊急輸送への備え」に準じる。

4 被災者支援のための備え

地震災害対策計画編 第2章 第3節 第4「被災者支援のための備え」に準じる。

第3章 津波災害応急対策計画

第1節 津波到達前の対策

第1 津波警報等の伝達【総務班】

■基本事項

1 趣旨

津波警報等の第一報は、村民等の避難行動の根幹をなす情報であり、応急対策を実施する上で不可欠な情報であるため、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

2 留意点

(1) 津波の特性による継続する危険性の伝達

津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があるといった津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続する危険性についても伝達する。

(2) 迅速・的確な避難指示

強い揺れ若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は津波警報等を覚知した場合は、直ちに避難指示を行うなど、迅速・的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、村民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を村民等に伝達する。

(3) あらゆる手段の活用

村は、津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯端末の緊急速報メール、SNS、防災アプリ、Lアラート、津波フラッグ等のあらゆる手段の活用を図る。

※ 津波フラッグに関する運用等については『津波フラッグ』による津波警報等の伝達に関するガイドライン(令和2年6月気象庁策定)を参考とする。

■対策

1 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達

村は、気象庁本庁及び水戸地方気象台から発表された大津波警報・津波警報・注意報について、可能な限り迅速かつ的確に村民に伝達する。

なお、大津波警報が発表された場合は、直ちに村民に伝達する。

(1) 伝達手段

津波警報・注意報の伝達は、防災情報ネットワークシステム、防災行政無線をはじめとする迅速かつ確実な手段を用いて行うとともに、携帯端末の緊急速報メール、SNS、防災アプリ等複数の情報伝達手段を、できる限り活用して行う。地震による被害の程度によっては通常の情報通信設備が利用できない場合もあり、その場合には代替設備として利用できる情報通信設備を活用する。

(2) 発表基準と伝達内容

1) 発表基準

①大津波警報：予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合

②津波警報：予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合

③津波注意報：予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合

④津波予報：津波が予想されない場合，0.2m未満の海面変動が予想された場合又は津波警報等解除後も海面変動が継続する場合

2) 村民等への伝達

村は，県，警察署，N T T，テレビ，ラジオ放送等により津波警報の発表を知った場合は，直ちに海浜にいる者，海岸沿いの村民に呼びかけ，急いで安全な場所に避難するよう指示する。

3) 村の判断による措置

近海で地震が発生した場合，津波警報発表以前であっても，津波が来襲するおそれがあるため，強い揺れを感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には，村は，海面監視等を実施し，自らの判断で，海浜にある者，海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し，急いで安全な場所に避難するよう指示する。

4) 村民等の対応

強い揺れを感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は，海浜にある者，海岸付近の村民等は，直ちに海浜から退避し急いで安全な場所に避難するとともに，可能な限りラジオやテレビの放送を聴取する。

2 津波情報及び地震情報の伝達

村は，県経由で水戸地方気象台から通知される情報を受領し，防災原子力安全課長は組織内に伝達した後，本計画の定めるところにより，速やかに村民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。特に，全国瞬時警報システムにより緊急地震速報を受信した場合は，防災行政無線等を活用し，速やかに村民に伝達するよう努める。

3 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め，今後の防災対応に資するため，水戸地方気象台で作成された次の地震解説資料等が提供される。

(1) 地震解説資料（速報版）

大津波警報，津波警報，津波注意報発表時又は震度4以上(※)の地震発生時において，地震発生後30分程度を目途に，防災関係機関の初動対応に資するため，津波警報等の発表状況，震度分布，地震・津波の情報，防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。

(2) 地震解説資料（詳細版）

大津波警報，津波警報，津波注意報発表時又は震度5弱以上の地震若しくは社会的に関心の高い地震の発生時において，地震発生後1・2時間を目途に，地震や津波の特徴を解説するため，より詳しい状況等を取りまとめ，地震解説資料（速報版）の内容に加えて，防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し，津波や長周期地震動の観測状況，緊急地震速報の発表状況，周辺の地域の過去の地震活動等，関連する情報を編集した資料。

(3) 管内地震活動図

毎月初旬において，地震・津波に係る防災予想図の作成，その他防災に係る活動を支援するために，毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

4 異常現象発見者の通報義務

地割れ，海面の急激な低下等，災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は，直ちにその旨を村，警察又は海上保安庁に通報しなければならない。

また，何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察又は海上保安庁は，その旨を速やかに村に，また，村は，水戸地方気象台，県その他の関係機関に通報しなければならない。

第2 村民等の避難誘導【総務班・消防班】

■基本事項

1 趣旨

災害が発生するおそれがある場合において、村民の生命又は身体を災害から保護するため、村は、関係機関の協力を得て、村民、一時滞在者等を安全に誘導して未然に被害を防止する。

2 留意点

消防団員、警察官、村職員等避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門の閉鎖、要配慮者の避難支援等の緊急対策を行う。

■対策

1 避難指示・高齢者等避難

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第1「避難指示・誘導」に準じる。

2 警戒区域の設定

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第1「避難指示・誘導」に準じる。

3 避難の誘導

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第1「避難指示・誘導」に準じる。

第3章 津波災害応急対策計画

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第1 災害情報の収集・連絡【総務班・情報班】

■基本事項

1 趣旨

津波が発生した場合、応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、津波警報等、被害情報、措置情報を関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・連絡する。

2 留意点

関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害の規模を早期に把握する。

■対策

1 被害概況の把握

地震災害対策計画編 第3章 第2節 第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

2 被害情報・措置情報の収集・伝達

地震災害対策計画編 第3章 第2節 第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

3 原子力事業所における被害情報の収集・伝達

原子力事業所は、津波による施設等への被害の大小にかかわらず、電話又はファクシミリで村に被害情報を伝える（被害のない場合は連絡不要）。村は、事業所に津波情報を伝達するなど、事業所との連絡・連携を強化する。

第2 通信手段の確保【総務班】

■基本事項

1 趣旨

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 留意点

(1) 情報通信手段の機能確認

村は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設を復旧し、そのための要員を直ちに現場に配置する。

(2) 緊急情報連絡用の回線設定

村は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

■対策

1 専用通信設備の運用

地震災害対策計画編 第3章 第2節 第1「通信手段の確保」に準じる。

2 代替通信機能の確保

地震災害対策計画編 第3章 第2節 第1「通信手段の確保」に準じる。

第3 村の活動体制【総務班】

■基本事項

1 趣旨

村は、災害発生時には、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える。発災後あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わずに速やかに参集し、所定の業務に当たる。

また、村は、防災対策の中核機関として災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行に当たる。

2 留意点

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害の発生時間が夜間や休日となる場合、地震により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準をわかりやすい形で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにする。

(2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討

大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止することも予想されることから、その際の参集手段についてあらかじめ検討する。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

地震発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保する。

(4) 村長との情報連絡手段の確保

休日・夜間又は村長の外出・出張中に地震が発生した場合であっても、災害対策本部は原則として村長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるため、迅速に情報を提供する。

(5) 意思決定者不在の場合への対応

交通や通信の途絶により意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代行者を設定する。

(6) 設置基準の明確化

地震発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ災害対策本部の設置基準をわかりやすい形で明確化する。

■対策

1 職員の配備基準

地震災害対策計画編 第3章 第1節 第1「職員参集・動員」に準じる。

2 職員の参集・動員

地震災害対策計画編 第3章 第1節 第1「職員参集・動員」に準じる。

3 災害対策本部

地震災害対策計画編 第3章 第1節 第2「災害対策本部」に準じる。

第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣【総務班・渉外班・消防班】

■基本事項

1 趣旨

村は、災害発生時に、その規模に応じて県等と連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。

また、県及び村は、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

2 留意点

(1) 広域的な相互応援の実施

大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけですべて対策を行うことは困難であり、隣接する地方公共団体も同時に大きな被害を受ける可能性があるため、近隣の地方公共団体のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援を実施する。

(2) 密接な情報交換

村は、災害時の相互応援を効果的に実施するため、平常時から他市町村等と応援要請・受入体制等についての情報交換を密接に行う。

(3) 応援手続の迅速化

村は、地震被害の的確な把握を速やかに行い、応援要請実施の判断等を迅速に行うため、被害情報の収集・伝達体制を整備する。

■対策

1 応援要請の実施

地震災害対策計画編 第3章 第3節 第2「応援要請・受入体制の確保」に準じる。

2 応援受入体制の確保

地震災害対策計画編 第3章 第3節 第2「応援要請・受入体制の確保」に準じる。

3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

地震災害対策計画編 第3章 第3節 第2「応援要請・受入体制の確保」に準じる。

4 自衛隊に対する災害派遣要請

地震災害対策計画編 第3章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じる。

5 自衛隊受入体制の確立

地震災害対策計画編 第3章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じる。

6 災害派遣部隊の撤収要請

地震災害対策計画編 第3章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じる。

7 経費の負担

地震災害対策計画編 第3章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じる。

第3章 津波災害応急対策計画

第3節 応急活動・応急医療【住民福祉班・消防班・村立東海病院・総務班】

■基本事項

1 趣旨

災害発生後、火災や浸水地域に残されている被災者に対して救助・救急活動を行うとともに、火災現場で消火活動を行うほか、負傷者に対して必要な医療活動を行う。

2 留意点

(1) 村民及び自主防災組織等の役割

村民及び自主防災組織等の地域の各種組織は、自発的に被災者の消火・救助・救急活動を行うとともに、消火・救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 資機材の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

また、村及び消防本部は必要に応じて、民間の安全確保及び活動に影響のない範囲で民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(3) 民間医療機関の協力

村は、村立東海病院において医療活動を行うほか、必要に応じて村内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求める。

(4) 最重要防御地域等の優先消火

消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に部隊を配置する。特に、大規模な津波災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

■対策

1 救急・救助活動

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第3「応急活動」に準じる。

2 応急医療活動

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第4「応急医療」に準じる。

3 消火活動

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第3「応急活動」に準じる。

4 水害防止活動

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第3「応急活動」に準じる。

5 海上災害対策活動

地震災害対策計画編 第3章 第3節 第3「応急活動」に準じる。

6 惨事ストレス対策

応急活動及び医療活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるとともに、消防機関は必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3章 津波災害応急対策計画

第4節 緊急輸送【都市整備班・消防班】

■基本事項

1 趣旨

救助・救急・医療・消火活動を迅速に行い、避難者に緊急物資を供給するために、交通を確保し、緊急輸送を行う。

2 留意点

津波発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して、応急復旧のための人員、資機材の集中的な投入を図る。

■対策

1 緊急輸送の実施

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第2「緊急輸送」に準じる。

2 緊急輸送道路の確保

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第2「緊急輸送」に準じる。

第3章 津波災害応急対策計画

第5節 避難収容及び情報提供活動

第1 避難生活の確保【住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

津波のおそれのある場合又は津波が発生した場合、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容することにより、当面の居所を確保する。

また、被災者の生活支援対策については、被災者状況を十分に把握しそれに基づいた対策が必要であるため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。

2 留意点

(1) 民間施設の借り上げ

村は、要配慮者に配慮して被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(2) 避難所の維持

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、村は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(3) 避難所の運営管理

避難所の開設に当たっては、適切な運営管理を行い、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、村民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他市町村に協力を求める。

■対策

1 避難所の開設・運営

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第2「避難生活の確保」に準じる。

2 避難生活環境の整備

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第2「避難生活の確保」に準じる。

3 広域的避難収容

村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び避難所等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等（国が設置する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」をいう。）を通じて、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省及び消防庁）又は県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第2 応急仮設住宅【都市整備班・住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を提供するなど、被災者の住生活環境を支援する。

2 留意点

(1) 入居者への配慮

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に、避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

(2) 生活の質の確保

応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死、ひきこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。運営に当たっては女性の参画を推進し、生活者の意見を反映する。

■対策

1 応急仮設住宅の設置

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第1「建築物の応急復旧」に準じる。

第3 相談窓口の設置【住民福祉班・渉外班】

■基本事項

1 趣旨

被災者が余儀なくされる不便で不安な避難生活を支援し、できるだけ早期の自立を促すため、きめこまやかで適切な情報提供を行うほか、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

2 留意点

(1) 要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(2) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

■対策

1 ニーズの把握

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第4「相談窓口の設置」に準じる。

2 相談窓口の設置

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第4「相談窓口の設置」に準じる。

3 生活情報の提供

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第4「相談窓口の設置」に準じる。

4 村の取組

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第8「帰宅困難者対策」に準じる。

第4 要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保対策【住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

災害時には、要配慮者は的確な避難情報の把握や避難所でのコミュニケーションが困難になったり、自力での避難や家族による避難が困難であったりして、非常に危険な状態に置かれる可能性があるほか、福祉施設等入所者も心身の状況が不安定になることが予想される。

このため、避難支援や搬送、情報提供、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者や福祉施設等入所者の実情に応じた対応を行い、安全確保を図る。

2 留意点

(1) 行政と自治会・ボランティア等による協力体制の確保

災害時には、災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づき、自治会を中心とした地域による避難支援が行われるが、避難支援状況を把握し、行政やボランティア団体等も共に地域の避難支援に協力する体制を確保する。

(2) 避難行動要支援者の避難状況把握

避難行動要支援者の避難状況や安否確認状況を可能な限り早期に把握し、避難行動要支援者の孤立を防ぐ。

■対策

1 要配慮者対策

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第6「要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保対策」に準じる。

2 避難行動要支援者避難支援対策

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第6「要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保対策」に準じる。

3 福祉施設入所者等に対する安全確保対策

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第6「要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保対策」に準じる。

第3章 津波災害応急対策計画

第6節 生活救援物資の供給【渉外班・上下水道班・住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行う。

2 留意点

（1）時宜を得た物資の調達

被災地域で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ，被災地域の状況を考慮した上で，時宜を得た物資の調達に留意する。

（2）孤立状態被災者への供給

被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料，飲料水，生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

■対策

1 食料等の供給

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第5「生活救援物資の供給」に準じる。

2 応急給水の実施

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第5「生活救援物資の供給」に準じる。

第3章 津波災害応急対策計画

第7節 保健衛生、防疫及び行方不明者等の捜索に関する活動

第1 保健衛生【住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

被災地域や避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

2 留意点

特に要配慮者に関しては、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、必要に応じて福祉施設等へ入所したり、介護職員等を派遣したり、車椅子の手配をしたりするなど、心身双方の健康状態に配慮する。

■対策

1 避難所生活環境の整備

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第2「避難生活の確保」に準じる。

2 健康管理

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第2「避難生活の確保」に準じる。

3 精神保健及び心のケア対策

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第2「避難生活の確保」に準じる。

第2 防疫及び行方不明者等の搜索【住民福祉班・生活環境班】

■基本事項

1 趣旨

災害後の感染症の発生は、村民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想されるため、防疫活動を迅速に実施し、被災地域及び被災者の保健衛生を積極的に推進する。

また、災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。

2 留意点

(1) 防疫活動の実施

津波被害の被災地域においては、津波汚泥の堆積や廃棄物による悪臭や害虫の発生等衛生上の課題が生じ得ることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 遺体の処理・火葬

遺体の処理・火葬に当たっては、必要に応じ近隣自治体の協力を得て、広域的な実施に努める。遺体についてはその衛生状態に配慮する。

■対策

1 防疫

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第4「保健衛生の推進」に準じる。

2 行方不明者等の搜索

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第5「行方不明者等の搜索」に準じる。

3 遺体の火葬

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第5「行方不明者等の搜索」に準じる。

第3章 津波災害応急対策計画

第8節 社会秩序の維持【総務班・渉外班】

■基本事項

1 趣旨

被災地域は社会的な混乱や心理的な動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図り、これらについて関係機関は適切な措置を講じる。

2 留意点

被災地域及びその周辺においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関して広報し、速やかな安全確保に努める。

■対策

1 社会秩序の維持

関係機関は自主防犯組織等と連携し、被災地域に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び村民に対する適切な広報を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

第3章 津波災害応急対策計画

第9節 応急復旧及び二次災害の防止【都市整備班・農政班・上下水道班】

第1 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧

■基本事項

1 趣旨

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設、二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設等の応急復旧を迅速に行う。

2 留意点

村は、発災後安全が確認され次第、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設、ライフライン施設等の応急復旧を速やかに行う。

また、村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

■対策

1 道路の応急復旧

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第2「土木施設の応急復旧」に準じる。

2 土木施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第2「土木施設の応急復旧」に準じる。

3 上水道施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第3「上下水道施設の応急復旧」に準じる。

4 下水道施設の応急復旧

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第3「上下水道施設の応急復旧」に準じる。

5 応急危険度判定

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第1「建築物の応急復旧」に準じる。

6 住宅の応急修理

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第1「建築物の応急復旧」に準じる。

第2 二次災害の防止活動【都市整備班・総務班・消防班】

■基本事項

1 趣旨

降雨等による水害，土砂災害等に備え，二次災害防止施策を講じる。

危険物施設等の管理者は，爆発等の二次災害防止のため，施設の点検及び応急措置を行う。爆発等のおそれが生じた場合は，速やかに関係機関に連絡する。

2 留意点

特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では，二次災害の防止に十分留意する。

■対策

1 水害・土砂災害対策

(1) 危険箇所の点検と応急対策

村は，降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を，専門技術者等の協力を得て行う。

その結果，危険性が高いと判断された箇所については，関係機関や村民に周知を図り，適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに，災害の発生のおそれのある場合は，速やかに適切な避難対策を実施する。

(2) 土砂災害への対応

村は，地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，県が行う調査結果をもとに，土砂災害が想定される土地の区域及び時期を特定し，村民の避難指示等について適切に判断する。

2 危険物等流出対策

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第5「危険物等災害防止対策」に準じる。

3 石油類等危険物施設の安全確保

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第5「危険物等災害防止対策」に準じる。

4 毒劇物取扱施設の安全確保

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第5「危険物等災害防止対策」に準じる。

5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

地震災害対策計画編 第3章 第4節 第5「危険物等災害防止対策」に準じる。

第3章 津波災害応急対策計画

第10節 自発的支援の受入れ【住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

大規模な災害発生が報道されると、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、県、村及び関係団体は適切に対応する。

2 留意点

村・県・関係団体は相互に協力し、ボランティアに対する被災地域のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。

また、ボランティアの受入れに際して、高齢者への介護、外国人との会話力等、ボランティアの技能や経験が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアが円滑に活動できるよう支援に努める。

■対策

1 受入窓口の設置・運営

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第3「ボランティア活動の支援」に準じる。

2 受入窓口との連携・協力

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第3「ボランティア活動の支援」に準じる。

3 義援金品の募集・受付

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第1「義援金品の募集・配分」に準じる。

4 義援金品の配分

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第1「義援金品の募集・配分」に準じる。

第4章 津波災害復旧・復興対策計画

第1節 復興計画の策定【総務班等】

■基本事項

1 趣旨

被災地域の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、大規模な津波により被災した村民の生活や事業者の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。復興事業は村民や事業者、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。

これを効果的に実施するために、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

2 留意点

(1) 復旧・復興の基本方向の決定

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合にはこれに基づき復興計画を作成する。

(2) 避難関連施設の計画的整備

必要に応じて浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難所、避難路等の避難関連施設の計画的整備等を基本的な目標とする。

■対策

1 事前復興対策の実施

地震災害対策計画編 第4章 第3節「復興計画の策定」に準じる。

2 復興対策本部の設置

地震災害対策計画編 第4章 第3節「復興計画の策定」に準じる。

3 復興方針・計画の策定

地震災害対策計画編 第4章 第3節「復興計画の策定」に準じる。

4 復興事業の実施

地震災害対策計画編 第4章 第3節「復興計画の策定」に準じる。

第4章 津波災害復旧・復興対策計画

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 被災施設の復旧等【総務班等】

■基本事項

1 趣旨

被災施設の復旧は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。

2 留意点

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

■対策

1 災害復旧事業計画の策定

地震災害対策計画編 第4章 第2節「被災施設の復旧」に準じる。

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

地震災害対策計画編 第4章 第2節「被災施設の復旧」に準じる。

3 災害復旧事業の実施

地震災害対策計画編 第4章 第2節「被災施設の復旧」に準じる。

第2 災害廃棄物の処理【生活環境班】

■基本事項

1 趣旨

災害時には、村のごみ処理能力を超える大量の廃棄物が発生する場合があるため、村における災害時の適切な初動対応や、関係機関との連携・協力により、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を行う等、災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保する。

2 留意点

(1) 村災害廃棄物処理計画の整備

村は、本計画との整合性を図りつつ、災害廃棄物処理に係る初動対応から実際の処理までの業務や、実施体制等をまとめた災害廃棄物処理計画を整備するとともに、その不断の見直しを行う。

(2) 広域処理

村は、関係機関との連携・協力により、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う等、災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保する。

■対策

1 解体及びがれき処理

地震災害対策計画編 第3章 第7節 第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」に準じる。

第4章 津波災害復旧・復興対策計画

第3節 被災者等の生活再建

第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付【防災原子力安全課】

■基本事項

1 趣旨

大規模な津波災害時には多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性があるため、村は震災時における被災者の自立的生活再建を支援するに当たり、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付等の措置を講じる。

2 留意点

(1) 被災者への広報及び相談窓口の設置

村は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地域以外へ避難している被災者も含めて広報するとともに、相談窓口を設置する。

(2) 事務処理の迅速化

村は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化や事務処理の迅速化を図る。

■対策

1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

2 住宅復興資金

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

第2 村税の特例措置【税務課】

■基本事項

1 趣旨

津波により被害を受けた村民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、村税の徴収猶予措置及び減免措置を積極的に推進する。

2 留意点

(1) 情報の提供

災害時、村民に対して対策に関わる情報を提供する。

(2) 手続の簡素化・迅速化

津波により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続を簡素化・迅速化する。

■対策

1 村税の徴収猶予及び減免の措置

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第3「村税の特例措置」に準じる。

第3 住宅建設の促進【都市政策課・道路整備課・防災原子力安全課】

■基本事項

1 趣旨

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、村が実施する災害公営住宅の建設に対する指導・支援を適切に行う。

また、自力で住宅を建設する被災者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

2 留意点

(1) 迅速な災害公営住宅の建設を図るため、村の災害住宅建設計画及び復旧計画を策定する。

(2) 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行う。

■対策

1 建設計画の策定

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第4「住宅建設の促進」に準じる。

2 事業の実施

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第4「住宅建設の促進」に準じる。

3 入居者の選定

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第4「住宅建設の促進」に準じる。

第4 被災者生活再建支援法の適用【防災原子力安全課】

■基本事項

1 趣旨

村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等，法に定める基準を満たした場合に，被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し，支援金を支給することにより，生活の再建を支援し，もって村民の生活の安定と被災地域の速やかな復興に資する。

2 留意点

（１）住宅全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続を行うに当たり，全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行うため，救助法担当との連携を図り，被害情報の収集及び伝達体制を整備する。

（２）支援金支給の申請手続等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに，支援金支給手続が迅速かつ円滑に進むようにするため，支援法が適用された場合，制度の対象となる被災世帯に対して，支援金の趣旨，申請書の記載方法，申請期限等その手続について懇切丁寧に説明する。

（３）迅速なり災証明の交付

村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住宅等の被害の程度の認定や災証明の交付の体制を確立し，速やかに住宅等の被害の程度を認定し，被災者に災証明を交付する。

■対策

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第5「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

2 支援法の適用手続

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第5「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

3 支援金支給申請手続

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第5「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

4 支援金の支給

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第5「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。